

(H28. 1. 15 平成 27 年度第 3 回評議会)

資料 1

## 平成 2 8 年度秋田支部の事業計画(案)及び予算(案)

## 【支部理念】

- 加入者の医療と健康を守る役割に徹するというビジョンを明確にしたうえで、次の事項を基本コンセプトとして中期展望に基づく支部の将来像を描き、事業運営を行っていく。

- ① 保険者として、地域社会から真に支持されるリーダーを目指す
- ② 保険者機能を発揮し、医療と健康を守る組織として地域の中核を担う
- ③ 正確で迅速な事務処理により、加入者の信頼を確保する
- ④ 明るく働きがいのある職場をつくる

## 【支部事業運営の重点施策】

- ① 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析し、支部データヘルス計画の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。
- ② 関係団体との間に締結している「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」の数を更に増やす。併せて共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報等により地域に根ざした事業を行い、連携の推進や効果的な保健活動を行う。
- ③ 加入者の健康度を高めるため、支部のデータヘルス計画に基づき、PDCA サイクルを的確に回す。引き続き運輸業界等の加入者の健康管理をサポートし、事業所における健康づくりを通じた健康増進の積極的な支援を展開する。協定締結先の自治体と保健事業の策定を実施し、加入者の生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進を計画的に行い、医療費等の適正化に寄与する。
- ④ 特定健診の受診率向上のため、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底し、支部主催の集団健診を実施する。「データヘルス計画」・「健康宣言」を通じ、事業主自身の取組みを促進し、保健指導・生活習慣病予防健診の効果を最大限に引き出す。併せて特定保健指導の利用拡大のため、外部委託化を行う。事業者健診データを取得するため、健診機関と協力関係を強化し、外部委託化を行い事業主の理解を深めることに注力する。
- ⑤ 給付金を1日でも早く適正に給付することは保険者の重要な使命である。厳格な審査を要する事案への対応を確保しつつ、お客様サービス第一主義の基本方針のもと、サービススタンダード（健康保険給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内）と定め、正確かつ適正な支給を行う。
- ⑥ 債権管理・回収については、保険証回収業務の外部委託化により取組みを強化する。併せて未回収者が多い事業所を中心とした勧奨の実施・早期催告状送付による喪失後受診防止の取組みを行う。資格喪失後受診の返納金債権については保険者間調整を行い、回収率向上を目指す。
- ⑦ ジェネリック医薬品の使用促進のため、行政機関や医療関係団体等と協力連携して医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催し積極的な啓発活動を推進する。

## 平成28年度 事業計画 (秋田支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) <b>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</b></p> <p>① 被用者保険のセーフティネットである協会の中期的な財政基盤強化のため、協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>② 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標「医療等の質と効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>③ 支部における医療費や健診結果の現状(全体像)を把握し、地域や職域の特性等を分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。</p> <p>④ 支部データヘルス計画や県の実情に応じた、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。</p> <p>⑤ 自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。</p> <p>⑥ 秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行う。医療保険者の地域医療への関与が強く求められていることから、自治体の医療政策・介護政策の立案に積極的に支部の意見を発信していく。</p>

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>⑦ 全国組織である強みを活かし、他支部の事業について情報を収集し、参考となる取組みは積極的に取り入れていく。また、支部独自に実施している取組みについても積極的に情報発信していく。</p> <p><b>(2) 加入者・事業主に響く広報の推進</b></p> <p>① 保健事業や医療費適正化等保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者や事業主にお伝えするため、ホームページ・メールマガジンをより加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面にすることにより、協会の認知度を高める。また、関係団体との連携による広報<sup>(※1)</sup>、テレビ・ラジオ・新聞・情報雑誌等のほか、ソーシャルネットワークサービスの活用をはじめ、加入者のみならず広く一般の方々への広報を強化推進する。</p> <p>② 高額療養費制度や限度額適用認定証等加入者にとってメリットのある制度の認知度アップを図るため、チラシやリーフレットを作成してわかりやすく丁寧なお知らせを行う。</p> <p>③ 加入者・事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員の協力の下、アンケート及び対話集会を実施して加入者から直接意見を聞く取組みを進める。その意見をふまえ、加入者・事業主に響くわかりやすい広報を実施する。</p> <p>④ 関係団体や事業所の研修会等において、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を実施する。</p> <p>⑤ 関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進める等効果的な啓発活動を実施する。</p> <p>⑥ 自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に支部の姿勢や取組みを示す。</p> <p>⑦ 支部データヘルス計画に基づき高血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。</p>
-------------------	---

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p><b>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</b></p> <p>① 東北厚生局・県等の行政機関や医療関係団体等と協力連携し、医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、プレスリリースも積極的に行っていく。</p> <p>② ジェネリック医薬品については、県全体として使用割合の底上げを図るため、市町村国保や後期高齢者医療広域連合等の他保険者に対して、希望シール等の配布や軽減額通知の実施を拡大するよう、国保運営協議会等の場を通じて引き続き要請していく。</p> <p>③ 加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及を通じて、加入者の視点から広報の推進を図る。</p> <p>④ 秋田県薬剤師会と共同で各種イベントや広報、研修会の講師派遣等において相互に協力連携していく。具体的には、薬剤師会主催イベントへの健康相談ブースの設置、広報物への連名記載や広報誌への寄稿等、さまざまな分野で幅広く事業を展開していく。</p>
-------------------	---

## 2. 健康保険給付等

### (1) サービス向上のための取組み

- ① 更なるサービスの改善に結びつけるため、「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックするとともに、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。
- ② 傷病手当金等の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日以内)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ適正な支給を行う。
- ③ 健康保険給付等の申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させる。併せて、「協会けんぽホームページ活用」「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、郵送化を促進する。その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。
- ④ 各種申請書の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話応対に対するお客様満足度の向上に注力しながら、窓口を含む総合満足度の向上を図る。

### (2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施する。併せて地域の医療機関と連携して窓口限度額適用認定申請書を配置する等利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)して支給申請手続きを勧奨する。

### (3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

## 2. 健康保険給付等

### (4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）、かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

### (5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。

### (6) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

### (7) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検は、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ② 自動点検マスタのメンテナンスについては継続して取組みの強化を図り、精度の高いマスタ内容を構築する。



<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>③ 点検員のレセプト点検スキル向上のため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、内容点検業務の一部外部委託を実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。併せて社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。</p> <p>④ 外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。</p> <p><b>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</b></p> <p>① 資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、保険証回収業務の外部委託化により取組みを強化して喪失後の保険証の早期回収を計画的に行う。また、喪失後受診者、保険証の未回収者が多い事業所を中心とした勧奨の実施・早期催告状送付による喪失後受診発生防止の取組みを行う。</p> <p>② 医療関係団体や社会保険診療報酬支払基金秋田支部と連携し、全事業所への啓発チラシの配布、健康保険委員研修会等での周知等広報の強化を図る。</p> <p><b>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</b></p> <p>① 発生した債権は、文書や電話による返納督促に加え、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>② 傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。</p>
-------------------	--

## 2. 健康保険給付等

### (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

健康保険委員には、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を更に深めていただき、事業主や加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進について協会との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく。支部では、ご協力いただいている健康保険委員に対して、これまでの活動や功績に応じて健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱数の更なる拡大を図る。

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：130,694人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 47.4%（実施見込者数：62,000人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 23.0%（取得見込者数：30,000人）</li> </ul> </li> <li>○被扶養者（受診対象者数：45,458人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 34.4%（実施見込者数：15,630人）</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者（受診対象者数：18,400人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 24.5%（実施見込者数：4,500人）  （内訳）協会保健師実施分 21.7%（実施見込者数：4,000人）  アウトソーシング分 2.7%（実施見込者数：500人）</li> </ul> </li> <li>○被扶養者（受診対象者数：1,500人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 8.3%（実施見込者数：125人）</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯と口腔の健康づくり事業</li> </ul> <hr/> <p>(4) データヘルス計画</p> <p>上位目標：「こしゃると 健康長寿 秋田」男性の脳心血管イベント予防のために、高血圧リスクを改善する  （平成27年度から平成29年度の男性の血圧リスク保有率の上昇を3%未満に抑制する）</p> <p>下位目標：○血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努める  ○血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む  ○血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解が深まる</p> <hr/> <p>(5) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者への受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る</li> <li>○特定健診未受診者に対する受診勧奨</li> <li>○特定保健指導の実施率の向上</li> </ul>
----------------	--

### 3. 保健事業

#### (1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ① より効果的な保健事業を推進するために健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用および分析し、事業所・加入者の特性や課題を把握したうえで支部データヘルス計画のPDCAを十分に意識して実施する。
- ② 高血圧対策として減塩運動や受動喫煙防止事業等を実施する。幼少期からの健康教育及び子どもを介した親世代の意識向上と啓発活動の実施、健康保険委員研修会等の場における塩分チェック体験、保健師・管理栄養士による声かけ運動の展開等総合的に事業を推進していく。
- ③ 支部データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、協定に基づき運輸業界団体に対して、衛生管理全体での支援活動を実施する。
- ④ 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

#### (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ① 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。
- ② 受診者の利便性の向上を図るため、市町村で行うがん検診との連携を強化するとともに連携が図れない地域については、支部主催の集団健診に「オプション健診」等を加え、健診受診率の向上を目指す。そのために確実に情報が届くよう被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）へ送付する。併せて未受診者への受診勧奨も実施する。

### 3. 保健事業

- ③ 自治体と連携した地域密着型保健事業として包括的連携協定締結先各自治体と、データ分析による健康課題を抽出しながら、広報やイベント等の保健事業を積極的に展開し、加入者の健康意識の向上を図る。
- ④ 受診者と支部の間に位置する健診機関から協力を得ながら、支部職員や保健師・管理栄養士による事業所訪問を実施し、生活習慣病予防健診の受診率の向上やデータ取得を促進していく。また、生活習慣病予防健診実施機関の新規開拓を推進する。
- ⑤ 事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっているため、これまでの通知による勧奨に加え、外部委託を活用する等訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。
- ⑥ 健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づき効果的な保健指導を実施する。
- ⑦ 事業所の業態区分別の健診データの分析結果や健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、関係団体と連携を進めて保健指導を推進する。
- ⑧ 特定保健指導については関係団体との合同研修会等を開催し、支部の保健師のスキルを向上させるとともに、外部委託化を積極的に促進し、保健指導終了者の増加を図る。

#### (3) 各種事業の展開

- ① 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談・普及啓発等、地域の実情に応じて創意工夫を活かして保健事業を推進する。

### 3. 保健事業

- ② 協会加入の飲食店や小学校等への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供する。また、健康で快適な環境を構築するために、関係団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、関係団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、県全体として健康に関する意識を高めていく。
- ③ 重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を継続して行っていくとともに、「健康だより」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。
- ④ 「第二期健康日本21」に盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関して、秋田県歯科医師会と継続して事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師等による積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であること等広報や関係団体と一体となったイベント等の啓発活動を展開する。
- ⑤ 県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、関係団体と連携を強化して県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。
- ⑥ 関係団体と共同事業を展開して加入者の健康度を更に高めていく。
- ⑦ 国の施策と連携し、肝炎やエイズ等の感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特に、メンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及に注力する。

#### 4. 組織運営及び業務改革

##### (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

###### ① 組織運営体制の強化

毎週定例の幹部会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。

###### ② 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

###### ③ 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、職員に期待する職員像を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

###### ④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

###### ⑤ リスク管理

リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。

##### (2) 人材育成の推進

① 「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>② 職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にする。</p> <p>③ 業務の適正な進捗管理を行い、担当業務の見直しや計画的なジョブローテーションを実施するとともに、各グループの好事例の共有化により職員の育成を図る。</p> <p><b>(3) 業務改革・改善の推進</b></p> <p>① お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組んでいく。</p> <p>【4S（サービス・創造性・積極性・スピード）の向上】</p> <p>② 北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。</p> <p><b>(4) 経費の節減等の推進</b></p> <p>① 意識改革を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費を節減する。</p> <p>② 調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
----------------------	--



支部の運営に関する目標指標（28年度数値）について		
サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者：47.4% 被扶養者：34.4%
事業者健診の取得	事業者健診データの取込率	被保険者：23.0%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者：24.5% 被扶養者：8.3%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者一人当たり診療内容等査定効果額（10割）	円以上
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	%
加入者・事業主への広報	メールマガジンの新規登録件数	130件

平成 28 年度秋田支部の特別計上分経費の予算（案）

（千円）

事項	事業内容	経費		特別計上分	支部予算枠
		内訳	計		
支部独自の サービス向上の 取組み	紙媒体による広報（※1） （定期的に全事業所等宛てに送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子（しおり）の作成等）	2,234	6,984	3,311	3,673
	地方自治体や関係団体との連携強化	/			
	年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチ事業（※3）	207			
	健康づくりに関する覚書締結先と連携した健康フォーラムの実施（※4）	397			
	その他の広報	/			
	広報紙や情報誌への広告掲載、テレビ等を利用した広報（※2）	4,146			

平成 28 年度データヘルス計画・受診勧奨対策経費・その他保健事業の予算(案)

(千円)

事項 (事業内容)		経費		特別計上分	支部予算枠
		内訳	計		
データヘルス計画	男性の脳心血管イベント予防のために、高血圧リスクを改善する(※5)	2,440	2,440	/	4,394
受診勧奨対策	対象者への受診勧奨を実施し、受診率向上を図る	542	4,054		
	特定保健指導の実施率の向上	525			
	特定健診未受診者に対する受診勧奨	2,987			
その他保健事業	歯と口腔の健康づくり事業(※6)	324	324	0	2,426

合計	6,818 千円
----	----------